

平成30年7月5日からの大雨による災害に対応できる公的融資制度について《暫定版》

H30.7.9時点 経営革新課

取扱機関	広島県 (災害時自動適用の優遇制度)	日本政策金融公庫(国民生活事業) 《主に小規模事業者向け》	日本政策金融公庫(中小企業事業) 《主に中小企業者向け》	広島県 (セーフティネット保証4号適用の場合)
適用区分	常時適用可	指定後適用	指定後適用	指定後適用
貸付制度名	緊急対応融資 (倒産防止等資金(県指定等))	災害貸付	災害復旧貸付	緊急対応融資 (セーフティネット資金(国指定))
対象者	市町長の認定(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	災害により被害を被った中小企業・小規模事業者	災害により被害を被った中小企業・小規模事業者	市町長の認定を受けた者
資金使途	災害復旧に必要な運転資金, 設備資金	災害復旧に必要な運転資金, 設備資金	災害復旧に必要な運転資金, 設備資金	運転資金, 設備資金
融資限度額	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円 ただし, 復旧経費の範囲内とする。	各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円 (代理貸付: 1,500万円)	別枠で1億5,000万円 (代理貸付: 7,500万円)	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円
融資期間	運転資金 10年以内(据置1年以内) 《災害の場合のみ》 設備資金 10年以内(据置3年以内)	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる。 ※普通貸付を適用した場合は10年以内(据置2年以内)	運転資金 10年以内(据置2年以内) 設備資金 15年以内(据置2年以内)	運転資金 10年以内(据置1年以内) 《災害の場合のみ》 設備資金 10年以内(据置3年以内)
融資利率 (H30.4.1現在)	【固定金利】 (保証付き) 1.1% (保証なし) 1.4%	(H30.6.13現在, 貸付期間5年の場合) 基準利率(災害貸付) 1.36%	(H30.6.13現在, 貸付期間5年の場合) 基準利率 1.16%	【固定金利】 (保証付き) 1.1%
信用保証	広島県信用保証協会の保証付き 保証料率0.40~1.33%	—	—	広島県信用保証協会の保証付き 保証料率0.7%(経営安定関連保証適用)
担保・保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。	直接貸付・代理貸付とも, 弾力的に取扱う。	直接貸付・代理貸付とも, 弾力的に取扱う。	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
申込先・ 取扱金融機関	商工組合中央金庫, 広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 山口銀行, 伊予銀行, 四国銀行, 西日本シティ銀行, 山陰合同銀行, 西京銀行, 鳥取銀行, 百十四銀行, 愛媛銀行, 香川銀行, トマト銀行, みずほ銀行, 広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫, 広島市信用組合, 広島県信用組合, 備後信用組合, 両備信用組合, 信用組合広島商銀, 朝銀西信用組合, 笠岡信用組合	日本政策金融公庫(国民生活事業)	日本政策金融公庫(中小企業事業)	商工組合中央金庫, 広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 山口銀行, 伊予銀行, 四国銀行, 西日本シティ銀行, 山陰合同銀行, 西京銀行, 鳥取銀行, 百十四銀行, 愛媛銀行, 香川銀行, トマト銀行, みずほ銀行, 広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫, 広島市信用組合, 広島県信用組合, 備後信用組合, 両備信用組合, 信用組合広島商銀, 朝銀西信用組合, 笠岡信用組合
お問い合わせ先	【広島県 経営革新課】 082-513-3321	【広島支店】082-244-2231 【呉支店】0823-24-2600 【尾道支店】0848-22-6111 【福山支店】084-922-6550	【広島支店】 082-247-9151	【広島県 経営革新課】 082-513-3321

○ セーフティネット資金(国指定)は, 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号の取扱いが開始された場合に適用になります。

○ 市町の災害復旧関係融資については各市町にお問合せください。